

令和 9 年度採用

中空知広域水道企業団職員登録試験案内

中空知広域水道企業団は、北海道のほぼ中央に位置する中空知地方の滝川市・砂川市・歌志内市・奈井江町の3市1町に水道水を供給し「水道事業」を行っている一部事務組合（特別地方公共団体）です。

水源である空知川から原水を取水し、当企業団の浄水場で浄水をつくり、各家庭まで水を供給しています。

地方公務員として、人々の暮らしに欠かすことができない「水道」という重要なライフラインを守り、地域に貢献したいという方をお待ちしています。

募 集 職 種 正職員

受 付 期 間 令和 8 年11月25日（水）まで

第 1 次試験 令和 8 年12月 6 日（日）

第 2 次試験 令和 8 年12月中旬～

採用予定日 令和 9 年 4 月 1 日



QRコードから当企業団のホームページへアクセスできます

【申込み及びお問い合わせ先】

中空知広域水道企業団 営業課 総務係

〒073-0085 北海道砂川市富平337番地1

TEL0125-53-3840

1 職種及び職務内容

職 種	職 務 内 容
正職員	企業団工務課に勤務し、水道工事の設計・積算・監督業務、配水・浄水施設の維持管理など水道・土木工事に関する技術者として従事します。

2 受験資格及び採用予定人数

受 験 資 格	採用人数
・平成11年4月2日以降に生まれ、高等学校若しくは大学（短期大学、これに準ずる学校を含む。）を令和9年3月末までに卒業見込みの方、または最終学歴卒業後3年以内の方 ・平成8年4月2日以降に生まれ、学校教育法による高等学校以上で土木科、機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した方 ・平成8年4月2日以降に生まれ、学校教育法による高等学校以上を卒業し、土木工事等に関する技術上の実務に従事した経験が3年以上ある方	若干名

3 受験要件

- （１）構成市町（滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町）に居住できる方。
ただし、概ね30分以内に通勤可能な上記以外の自治体に居住の場合も可。
- （２）日本国籍を有し、地方公務員法第16条（欠格条項）の各号に該当しない方

4 申込方法

- （１）提出書類（各１通）
- ①当企業団が交付する職員採用試験受験願書、履歴書、職務経歴書
 - ②郵便はがき１枚（宛名面に受験者の住所及び氏名を明記）※受験票に使用
 - ③最終学校の卒業（見込み）証明書
 - ④最終学校の成績証明書
 - ⑤資格を有する方は、必ず資格証明書の写しを添付してください。
 - ⑥受験願書、履歴書、職務経歴書は、ホームページからダウンロードできます。
- （２）受付期間等
- ①受付期間 11月25日（水）まで ※平日のみ
郵送の場合は、簡易書留を利用のこと。 11月25日（水）必着
 - ②受付時間 午前9時00分～午後5時00分
- （３）その他
- ①書類不備の場合、受付できません。
 - ②受験票の到着は、試験日の1週間前頃の予定です。
 - ③提出された書類は、一切返却しません。

5 試験方法及び内容

(1) 第1次試験

試験項目	出題数・時間	試験内容
職務能力試験 (BEST-A)	60題・1時間	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題
職務適応性検査 (BEST-P)	150項目・20分	公的部門の職員としての職務への適応性を、ポイントを絞って性格傾向の面からみる検査

※職務能力試験 (BEST-A)

- ・基礎的な内容が出題されますので、特別な対策や勉強は不要です。
- ・「国内外の社会情勢への理解等」の問題では、公的部門の職員として必要な基礎知識（社会常識や義務教育の中で学んだことなど）や、ニュース等で報道された内容が出題されます。

(2) 第2次試験

- ・第1次試験合格者を対象に、個別面接試験を行います。

6 試験の日時、会場

試験区分	日 時	会 場
第1次試験	令和8年12月6日（日）受付 8時30分～ 試験 9時00分～	中空知広域水道企業団 （砂川市富平337-1）
第2次試験	令和8年12月中旬～ ※第1次試験合格者に別途通知	

7 採用されてから

(1) 給 与

①初任給（令和8年4月1日現在）

大学新卒232,000円、短大新卒216,500円、高校新卒200,300円

②各種手当

扶養手当、通勤手当、住居手当、期末勤勉手当（6月・12月）、寒冷地手当（11月～翌年3月）等が支給条件に応じて支給されます。

③給与は企業団条例に基づき、初任給基準に経験年数等を考慮し決定します。

(2) 勤務時間

勤務は、原則として月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までです。

(3) 休 暇

年間20日の年次有給休暇、年末年始休暇（12月29日～1月3日）、夏季休暇（5日）、結婚、忌引等の特別休暇、その他、病気休暇、育児休業等があります。

(4) 共済制度

職員は、北海道市町村職員共済組合の組合員となり、病気、結婚、出産等の場合には各種の給付が受けられます。

その他、厚生施設の利用及び必要に応じた貸付金の制度などがあります。